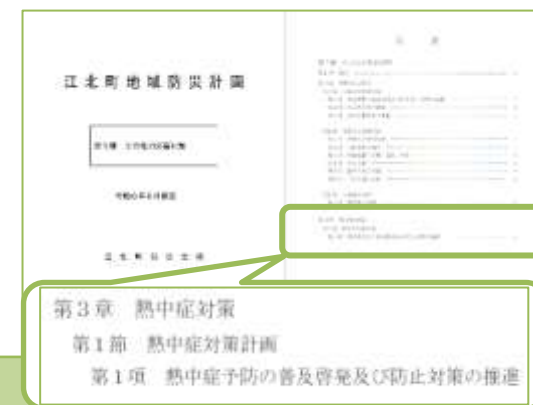


佐賀県江北町 「江北町地域防災計画」

- 熱中症を災害の一部として捉え、『江北町地域防災計画』の第5編「その他の災害対策」にて、熱中症警戒アラート発表時における体制や動き等について定めている。

- ・「**災害対策連絡室**」：佐賀県に**熱中症警戒アラート**が発表された場合
総務政策課安全安心係に設置する。室長は総務政策課長
- ・「**災害対策本部**」：佐賀県に**熱中症特別警戒アラート**が発表された場合
庁舎2階に設置する。本部長は町長、副本部長は副町長、議長、団長



所属課	所属係	所掌事務
総務政策課	安全安心係	・ 配備職員の登庁要請 ・ 災害対策連絡室/災害対策本部の運営 ・ 指定暑熱避難施設との連絡調整 ← 【例】 区長（自治会長）への連絡など ・ 被害状況の取りまとめ
	企画情報係・財政係	・ ホームページ、フェイスブックによる情報発信 ・ 防災無線による災害情報発信 ← 【例】 音源の登録、設定など ・ 広報車両による広報
健康福祉課	介護保険係・福祉係	・ 民生委員・児童委員との連絡調整 ・ 避難行動要支援者（高齢者、要介護者）の援護措置
基盤整備課	土木係・耕地係	・ 管理施設の巡回 ← 【例】 公園など
こども教育課	学校教育係・生涯学習係	・ 学校教育施設等との連絡調整 ・ 社会体育施設等との連絡調整 ← 【例】 野球場、ソフトボール場、テニスコート、弓道場など

▲ 災害対策連絡室と災害対策本部設置時の担当部局と所掌事務

江北町地域防災計画(令和6年6月修正) <https://www.town.kouhoku.saga.jp/bousai/kiji0031368/index.html>

佐賀県江北町 江北町独自の「熱中症注意情報」

- 江北町では、環境省の熱中症警戒アラート発表よりも低い基準による「熱中症注意情報」の発信・運用を実施。防災行政無線やホームページなどを通して発表され、エアコンの活用のほか、水分や塩分の補給などの対策を呼びかけている。

江北町の「熱中症注意情報」の発表基準

(下記3項目のいずれか1つでも該当する場合に発表)

- ① WBGT予測値について、**31以上となった場合**
- ② WBGT予測値について、**25以上が6時間以上継続した場合**
- ③ WBGT予測値について、**25以上であり、かつ、その最高値と最低値の差が6以上ある場合**

【参考】

環境省におけるアラート発表基準

「熱中症警戒アラート」

府県予報区等内において、いずれかのWBGT情報提供地点における、翌日・当日の日最高WBGTが33（予測値）に達する場合に発表

「熱中症特別警戒アラート」

都道府県内において、全てのWBGT情報提供地点における、翌日の日最高WBGTが35（予測値）に達する場合等に発表



- ◀「指定暑熱避難施設および熱中症避難所」
令和5年は公共施設4か所だった「熱中症避難所」を、各区の協力を得て地区集会所や公民館など計20か所（令和6年7月現在）に拡大。
暑さからの“避難所”であるとともに、特別警戒アラート発表時にはクーリングシェルターとして活用される。

■工夫した点

- ・江北町では2021年からの3年間、県内で熱中症により救急搬送された人と当時の「暑さ指数」を分析した結果、**WBGTが31以上**になると30以下の日に比べて1.7倍増加していたこと、また**WBGT25以上が6時間続いた場合**や**最高値と最低値の差が6以上ある場合**にも増加していることが判明したため、独自の「熱中症注意情報」を創設しました。